○国土交通省告示第九百三十六号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百七十三条の規定に基づき、飛行制限区域を定める告示（平成十八年国土交通省告示第七百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二日　国土交通大臣　太田　昭宏

表に次のように加える。

米軍経ヶ岬通信所（北緯三十五度四十五分五十三秒東経百三十五度十一分四十五秒）を中心とする半径六キロメートルの円内の区域のうち北緯三十五度四十五分五十三秒の線の北側にあるもの	当分の間	地表面又は水面から一万九千フィート以下の高度における飛行であること。

附　則

この告示は、平成二十六年十一月一日から施行する。

○国土交通省告示第九百三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二日　国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1240	結露の発生を防止する対策に関する基準に代わる構造方法に応じて評価する方法	5－1　省エネルギー対策等級	旭化成ホームズ株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目24番1号	平成26年9月18日

○国土交通省告示第九百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柚野布沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線（標柱六号と七号については、昭和六十一年建設省告示第千八百九十一号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十二号を昭和六十年建設省告示第百五十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県富士宮市上柚野

字馬込　六九七番一　一号

六九四番一　二号

字芝山　一一三六番　三号

一一三五番一　四号

一一三八番一　五号

一一四三番一　六号

一一一一番二　七号

一一一一番一　八号

一一三七番　九号

一一三四番　十号

字大倉平　九三五番一　十一号及び十二号

○国土交通省告示第九百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二日　国土交通大臣　太田　昭宏

砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田幸谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県敦賀市縄間

六六号田幸谷　七番五　一号

七番一　二号及び四号

七番七　二号

八番一六　五号から七号まで

○国土交通省告示第九百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二日　国土交通大臣　太田　昭宏

別表の七の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「ト　奈良事務所　奈良県奈良市二条大路南一丁目二番十一号」を「ト　岡山支店　岡山県岡山市北区下石井二丁目一番十八号」とし、リからルまでをチからヌに改める。

○海上保安庁告示第百十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四一度一五分東経一四三度一五分、北緯四一度一五分東経一四六度、北緯三七度四五分東経一四六度、北緯三七度四五分東経一四三度一五分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十六年十月三日から平成二十六年十月二十七日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査等

○東北地方整備局告示第百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
福島県河沼郡湯川村大字佐野目字佐野北七四番三から同村大字佐野目字佐野北九二番まで	敷地の幅員延長	前　一五・三六～一〇五・五七メートル 後　一九・三〇～一六五・七七キロメートル〇・二八四

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第三十九号（平成二十六年十月三日発行）、一管区水路通報第三十七号（平成二十六年九月二十六日発行）、二管区水路通報第三十七号（平成二十六年九月十九日発行）

○海上保安庁告示第百十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯二八度三〇分東経一二八度、北緯二八度三〇分東経一二六度三〇分、北緯二七度東経一二六度三〇分、北緯二七度東経一二八度の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十六年十月九日から平成二十六年十月二十九日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　十管区水路通報第三十八号（平成二十六年九月二十六日発行）、十一管区水路通報第三十八号（平成二十六年九月二十六日発行）